

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	185,833,000 (増額後の交付決定額。初回交付決定額は、162,600,000)	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和3年3月29日 (増額の変更承認日。 初回交付決定日は令和 2年5月13日)	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	117,800,000 (増額後の交付決定額。初回交付決定額は、95,100,000)	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和3年3月29日 (増額の変更承認日。 初回交付決定日は令和 2年5月13日)	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	219,533,000 (増額後の交付決定額。初回交付決定額は、177,500,000)	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和3年3月29日 (増額の変更承認日。 初回交付決定日は令和 2年5月13日)	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	213,970,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和2年6月16日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	122,413,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和2年6月16日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	121,010,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和2年4月1日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	126,729,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和2年4月1日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	56,317,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和2年4月1日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	177,494,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和2年4月1日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	135,951,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和2年6月5日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	88,698,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和2年6月5日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	136,948,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和2年6月5日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	68,460,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和2年6月5日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有

総務省	電波遮へい対策事業(医療施設を対象とするもの)	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	20,377,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和3年2月3日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業(医療施設を対象とするもの)	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	35,344,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和3年2月3日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業(医療施設を対象とするもの)	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	29,494,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和3年2月3日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有
総務省	電波遮へい対策事業(医療施設を対象とするもの)	公益社団法人 移動通信基盤整備協会	2010005005066	17,807,000	一般会計	無線システム普及支援 事業費等補助金	令和3年2月3日	公社	国認定	交付先となっている協会は、電気通信事業者や通信建設事業者など、本事業を実施する上での関係者が加盟し、共同協力することにより効率的に整備することが目的とされているところ、現状では他に事業主体となり得る団体はない。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。